

農業担い手メールマガジン（第95号）

インデックス

- 現場の皆さんへ ～認定農業者のフォローアップ～
- 事業活用のポイント ～災害時における農業金融支援について～
- 農業担い手経営相談コーナー
～集落営農を法人化する際の資産譲渡について～
- お知らせ ～収入減少影響緩和対策の補てん金支払いと納付期限について～

現場の皆さんへ ～認定農業者のフォローアップ～

メルマガの91号で、認定農業者になることの意義についてお話しさせていただきましたが、今回は、認定農業者になられた方々のフォローアップの重要性についてお話しさせていただきます。

認定農業者制度では、認定を受ける際に経営改善計画を作成していただいておりますが、経営に関する計画は、一旦作成しただけではほとんど意味をなさず、実際に経営を行いながら問題点を見つけ、計画を見直しながら次の実践につなげていくことに意義があります。皆さんも、企業などで実施されている“マネジメントサイクル”とか、“PDCAサイクル”という言葉をお聞きになった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。これは、Plan（計画）→Do（実行・実践）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）を順に行い、これらを踏まえて、計画を着実に遂行するプロセスを繰り返すもので、企業経営や政策プロジェクトの実効性を上げるために使われる手法です。

農業経営改善計画の目標は5年後となっていますが、農業者の皆さんは自らこの“PDCAサイクル”により毎年改善見直しを行っていることと思います。しかし中には、個人では実施が難しいと感じる方も多いのではないのでしょうか。このため、国としては、中間年である3年目と最終年に、計画の達成状況に関する点検・評価を行い、場合によっては計画の改善・見直しの取組を積極的に支援していくこととしています。

その一環として、市町村や担い手育成総合支援協議会等と連携し、3年目・5年目を迎える認定農業者を対象にフォローアップ調査を行うこととしています。本年は秋に調査を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

この結果を踏まえ、認定農業者の皆さんの経営改善状況に応じた支援を行っていくこととしています。新たな課題が判明した場合には、その対処方針を検討したいと考えています。

■ ご意見・ご質問は下記へお願いいたします。

→ https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

事業活用のポイント

～ 災害時における農業金融支援について ～

農林水産省では、災害により被害を受けた農家の皆さんが、少しでも早く元の営農活動ができるように様々な災害対策を実施して支援をしています。今回は、災害により打撃を受けた農業経営を立て直し、引き続き農業を続けていくうえで必要な金融面の支援策についてご紹介いたします。

一つ目は、「農林漁業セーフティネット資金」です。この資金は、災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資材費や労務費に利用することができるもので、農林漁業金融公庫が融資しています。

二つ目は、「農林漁業施設資金」です。この資金は、災害によって被害を受けた農舎、農機具、共同加工場や生産資材倉庫といった共同利用施設の復旧、樹園地の整備等に要する費用に利用することができるもので、こちらも農林漁業金融公庫が融資しています。

三つ目は、大冷害や全国的な風水害のように被害が甚大で、国民経済に影響が極めて大きい災害が発生した場合に、その都度発動される「天災融資制度」です。この制度は、国と地方公共団体がＪＡ等の金融機関に対し、利子補給等の助成措置を行うもので、被害を受けた農業者に必要な経営資金を円滑に融通することを目的としています。

この他にも農業経営を支援する様々な資金が災害時にも活用できます。実際の融資等については、最寄りの農林漁業金融公庫またはＪＡにご相談ください。

（経営局経営政策課災害総合対策室災害金融班）

■ 農林漁業金融公庫のホームページはこちら

→ <http://www.afc.go.jp/>

農業担い手経営相談コーナー

～ 集落営農を法人化する際の資産譲渡について ～

Ｑ 機械利用組合を核とした集落営農（構成員課税の組織）で農作業を行っており、トラクターや田植機等の農業機械を保有しています。５年後の法人化を目指していますが、法人化に際してこれら農業機械を移管する場合には、譲渡所得や法人の受贈益に課税されると聞きます。具体的にどのような課税があるのでしょうか。

Ａ 機械などの資産の譲渡は、その機械の時価（＝簿価）で売り渡すのが基本です。この場合は、機械の出し手の組織にも受け手の法人にも特段の利益が生じないため、税金の支払い義務は生じません。

しかし、農業経営の法人化に際しては、（１）低額（時価の１／２未満）あるいは無償で譲渡するケースや（２）機械取得時に補助金が入っているケースが考えられ、これらの場合の取扱いには注意が必要です。

（１）のみの場合は、機械の受け手の法人側に通常以上の利益がもたらされるため、法人税が課税されます。

（２）のみの場合は、圧縮記帳のために簿価が低くなっていることから、たとえ

時価で譲渡しても、機械の出し手組織の構成員に利益がもたらされたと判断され、所得税が課税されます。この利益は各構成員に按分されますが、構成員ごとに50万円までの特別控除が適用されるので「按分された譲渡所得 - 50万円」が構成員ごとの課税対象額になります。

なお、補助事業で取得した農業機械を別組織である受け手の法人が使用する際には、国や県への届出を行うなど、補助金執行上の適正な手続を取っていただく必要があります。

(1)および(2)の両方に当てはまる場合は、課税関係がより複雑になりますので、税理士等にご相談ください。

機械等の資産の移管にはこのように課税関係が発生することが多いため、地域によっては、できるだけスムーズに農業機械の移管が行えるよう、

ア 時価で譲渡する

イ 所有は元の集落営農組織のままとして新設法人に貸し付ける

ウ 減価償却が完了してから新設法人に譲渡する

等の方法を検討しているところもあると聞きます。

しかし、いずれの場合も、「利益が発生したら税金を支払う」というのは事業経営の原則であり、当然のことと考えなくてはなりません。法人化は農業経営の発展のために非常に有効な手段ですので、税金に対する正しい知識を持って法人化を進めるよう心がけてください。

■ ご質問・ご相談は下記へお願いいたします。

→ https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

お知らせ

～収入減少影響緩和対策の補てん金支払いと納付期限について～

19年産収入減少影響緩和対策については、東京、大阪を除く45道府県において6月末までに補てんが行われました。

農業者の皆様からは、「予想していたより多くの補てんがあって良かった」、「10%を超える減収について、追加抛出なしで補てんが行われたので良かった」、「これまでの対策に比べて農家の負担割合が少なくなった(1/3→1/4)」、「交付金が従来より早く支払われたので資金繰りの面で助かった」などの声が寄せられています。

なお、この対策の20年産に係る積立金の納付期限は7月31日(木)までとなっています。くれぐれも納付忘れがないようお願いいたします。

編集後記

近畿以西では梅雨が明け、毎日暑い日が続いていますが、皆さん元気でお過ごしでしょうか。稲作では、そろそろ大事な出穂の時期を迎える一方で、北海道では小麦の収穫が間近に迫っていることと思います。

先日訪れた滋賀県のある集落営農組織では、主たる従事者の所得確保が難しいという難題を抱えながらも、販売時のパッケージを工夫するなどして、コメや大豆、地元の野菜などを積極的に売ろうと直売所を立ち上げるところでした。農業経営にとって、「売る工夫」は本当に重要になってきたと改めて実感させられました。（Ｓ）

- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日　：毎月２回発行
- 発行元　：農林水産省経営局経営政策課　担当：鈴木
農林水産省担い手ホームページもご覧ください！
～ 担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～
→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>
このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。
→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>
このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから。
→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>